

（制動灯）

第67条 平成17年12月31日以前に製作された一般原動機付自転車については、保安基準第62条の4第2項及び第3項の規定並びに細目告示第247条、第263条及び第279条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 制動灯は、昼間後方30メートルの距離から点灯を確認できるものであること。
 - 二 制動灯は、主制動装置（一般原動機付自転車と付随車とを連結した場合においては、当該一般原動機付自転車又は付随車の主制動装置。以下同じ。）又は補助制動装置（リターダ、排気ブレーキその他主制動装置を補助し、走行中の一般原動機付自転車を減速するための制動装置をいう。）を操作している場合にのみ点灯する構造であること。ただし、空車状態の一般原動機付自転車について乾燥した平坦な舗装路面において80キロメートル毎時（最高速度が80キロメートル毎時未満の一般原動機付自転車にあっては、その最高速度）から減速した場合の減速能力が2.2メートル毎秒毎秒以下である補助制動装置にあっては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。
 - 三 尾灯と兼用の制動灯は、前号の規定にかかわらず、主制動装置又は補助制動装置を操作している場合にのみその光度が3倍以上に増加する構造であること。ただし、前号ただし書の補助制動装置にあっては、その操作中に当該制動灯の光度を増加しない構造とすることができる。
 - 四 制動灯の灯光の色は、赤色であること。
 - 五 制動灯は、その照明部の中心が地上2メートル以下となるように取り付けられていること。
 - 六 制動灯は後方10メートルの距離における地上地上2.5メートルまでのすべての位置からその照明部を見通すことができるように取り付けられたものであること。
 - 七 後面の両側に備える制動灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、一般原動機付自転車の最外側から400ミリメートル以内となるように取り付けられていること。
 - 八 後面の両側に備える制動灯は、車両中心線に対して対称の位置に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない一般原動機付自転車の制動灯を除く。）。
- 2 昭和39年10月15日から昭和48年11月30日までに製作された一般原動機付自転車については、前項第2号の規定にかかわらず、方向指示器と兼用の後面の両側に備える制動灯は、主制動装置を操作している場合に方向の指示をしていない側においてのみ点灯する構造とすることができる。
- 3 前項の一般原動機付自転車については、第1項第4号の規定にかかわらず、制動灯の灯光の色は、赤色又は^{とう}橙色とすることができる。
- 4 昭和39年10月14日以前に製作された一般原動機付自転車については、保安基準第62条の4の規定並びに細目告示第247条、第263条及び第279条の規定は、適用しない。
- 5 平成17年12月31日以前に製作された一般原動機付自転車については、細目告示第263

条第1項第1号及び第279条第1項第1号中「15W以上60W以下」を「15W以上」と読み替えることができる。

- 6 令和7年10月31日以前に製作された第一種一般原動機付自転車及び令和2年6月14日以前に製作された第二種原動機付自転車については、細目告示第247条第1項、第263条第1項及び第279条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成27年国土交通省告示第723号)による改正前の細目告示第247条第1項、第263条第1項及び第279条第1項の規定に適合するものであればよい。
- 7 保安基準第62条の4が適用される一般原動機付自転車は、当分の間、細目告示第247条第1項並びに別添52 4.9.2. 及び4.9.7.1. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第714号)による改正前の細目告示第247条第1項並びに別添52 4.9.2. 及び4.9.7.1. の規定に適合するものであればよい。
- 8 次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第247条第3項及び別添53の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和2年国土交通省告示第1021号)による改正前の細目告示第247条第二項及び別添53の規定に適合するものであればよい。
 - 一 令和7年6月14日以前に製作された二輪の第一種一般原動機付自転車
 - 二 令和5年8月31日以前に製作された第二種原動機付自転車
 - 三 令和7年6月15日から令和12年8月31日までに製作された二輪の第一種一般原動機付自転車であって、令和7年6月14日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの
 - 四 令和5年9月1日から令和12年8月31日までに製作された第二種原動機付自転車であって、令和5年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの
- 9 次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第247条第1項並びに別添52 4.9.2. 及び4.9.7.1. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和5年国土交通省告示第1号)による改正前の細目告示第247条第1項並びに別添52 4.9.2. 及び4.9.7.1. の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第148号」とあるのは「協定規則第148号補足第4改訂版」と読み替えることができる。
 - 一 令和8年8月31日以前に製作された一般原動機付自転車
 - 二 令和8年9月1日以降に製作された一般原動機付自転車であって、同年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの
 - 三 令和8年9月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車であって、同年8月31日以前に同項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と制動灯の型式が同一であるもの

10 次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第247条第3項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第3改訂版補足第4改訂版」と読み替えることができる。

一 令和10年8月31日（輸入された二輪の一般原動機付自転車にあっては令和12年8月31日）以前に製作された二輪の一般原動機付自転車

二 令和10年9月1日から令和12年8月31日までに製作された二輪の一般原動機付自転車であって、令和10年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と制動灯の性能、取付位置及び取付方法に変更がないもの